

## 御幸の浜海水浴場における自主ルール

小田原海水浴場組合

### (1) 営業時間の設定について

御幸の浜海水浴場の開場時間（9時00分～17時00分）以降の営業は、周辺環境、風紀に関し地域の住民から苦情や要望が寄せられないよう考慮し、閉場時間を19時30分とする。

また、後片付けの時間も考慮し、営業時間終了後の従業員の活動は必要最小限にとどめること。

### (2) 「クラブ化」の形態による営業の禁止について

「クラブ化」の形態による営業は行わないこと。

#### 1. 「クラブ化」の定義

(1) ダンスステージ、ダンススペース（椅子・テーブル等を一時的に撤去してダンスステージ等を設ける場合も含む。）を設けて客にダンスをさせる営業形態（ただし、地域の住民や団体が協力・参加するフラダンス・キッズダンス発表会の催しなど地域振興に合致するものについては、関係法令に抵触しない範囲において行うことを妨げるものではない。）

(2) 地域の住民の平穏な生活環境を乱したり、一般利用者等が安心して海水浴場を利用できないような威圧感や警戒感を抱かせたりするような営業形態

(a) 人声又は楽器、音響機器等の音を異常に大きく発し、利用者がダンスに興ずることを容認するようなイベントの開催

(b) 海の家屋内から屋外に向けてダンスミュージック等の音楽を流し、屋内外の利用者の参加を促すダンスイベント及びこれに類似するイベントの開催

#### 2. 「クラブ化禁止」徹底のための対策

(1) 海の家フロアには椅子・テーブル等を常時設け、ダンスができるようなスペースやDJブースなどのダンスミュージックを流すための音響設備を設けないこと。

(2) 組合は、「クラブ化禁止」を徹底するため、各組合員から海の家の店内配置図（椅子・テーブルその他の設備等の配置が記載されたもの）等の書類の提出を求め、営業期間中、ダンスイベントのため配置を変更していないかどうか等について、定期的にパトロール等による確認を行うこと。

(3) クラブ化の形態による営業を行うような広告をし、チケットの販売を行わないこと。

### (3) イベントの実施について

海の家において集客を目的として行うパーティー、引き語り演奏会、ライブコンサート、ダンス発表会、その他類似の催し（飲食提供に附帯して行われるものを含む）

に際しては、次のとおり対応するものとする。

#### 1. イベント実施にあたっての対策

- (1) イベントは、海の家占有許可の範囲内で実施し、機器運搬時やイベント実施時にトラブルが発生しないよう海の家組合員が責任をもって管理すること。
- (2) 海水浴場利用者の更衣休憩等の利用及び近隣の生活環境を妨げないよう、運営上必要最小限の時間及び実施回数とすること。
- (3) イベントを実施する予定のある海の家は、イベント内容を周辺住民に周知するよう努めるとともに、周辺住民の生活環境に支障が生じないように、騒音や風紀上の対策を徹底する。

#### 2. 音楽イベントを予定している海の家に対する事前指導

- (1) 組合長は、音楽イベント実施する予定のある海の家組合員から、騒音対策や風紀上の対策などが記載された音楽イベント実施計画書及び海の家店内配置図等の書類の提出を求め、自主ルールに適合しているかを確認し、書類をとりまとめたうえで、県の「音楽イベントを予定している海の家に対する事前指導実施要綱」（以下要綱）で規定する期日までに県土整備局河川下水道部河港課（以下、河港課）へ提出する。
  - (2) 組合長は、1件ごとの音楽イベントの実施内容（実施日時、イベントの種類、参加予定人数、使用機材等）についても、前項の計画書と同様に要綱で規定する期日までに提出すること。
  - (3) やむを得ず提出が要綱で定める期日以降となる場合には、遅くともイベント実施予定日の2週間前までに、組合として上記確認を行い、河港課へその内容を提出すること。
  - (4) 組合長は、実施計画が自主ルールに適合しないと認められる場合は、組合員に是正を求めること。
  - (5) 組合長は全ての海の家が音楽イベント等を実施しない場合は「音楽イベント等未実施届出書」を要綱で定める期日までに河港課に提出すること。
- (4) 騒音対策について
- 騒音対策については、関係行政機関等と協議して近隣の迷惑にならないよう音量チェック等対策を講じること。
- (5) 暴力団排除の徹底について
- 小田原市暴力排除条例により、暴力団排除の徹底を図ること。
- (6) 風紀上の対策について
1. 従業員の刺青・タトゥ等の露出について
- 海を家の従業員は海水浴場の利用者に対し、威圧感や警戒心を抱かせるような刺青やタトゥ等の露出を控えること。
2. 未成年者への酒類・タバコ販売について

未成年者への酒類・タバコ販売は行わないこと。

3. 泥酔客への酒類の提供について

泥酔客への酒類の提供は行わないこと。

4. 客引きについて

過度な客引き、呼び込み等は行わないこと。

(7) ゴミの処理及び清掃について

1. 毎日のゴミの処理は、定められた収集場所へ搬出すること。

2. 台風等の荒天後のゴミの処理については、組合員主体で実施し、清掃終了後のゴミの処理については、小田原市観光課と調整すること。

3. 台風等の荒天時に備え、安全対策に万全を期すとともに、海の家に係る廃棄物が発生した場合には、放置せず、迅速かつ適正に処理すること。

(8) 適切な排水等の処理について

1. 海の家は、排水を浸透枳で処理する場合には、公衆衛生の確保のため、シャワーや調理場等の水の最大使用量を処理できる構造及び容量とする。

2. 廃油を廃棄物として別の処理することや、グリストラップ（油水分離益槽）を設置する等により排水から油分を可能な限り除去すること。また、自然が分解しやすい洗剤等を使用することなどにより、環境負荷の軽減に取り組むこと。

(9) 災害発生時など緊急時の対応について

災害発生時など緊急時の対応について、監視員・海水浴場組合員等が協力連携し、遊旅客等の避難誘導をすること。

(10) 責任の所在、要望・苦情への対応について

1. 海の家運営に関して、海水浴場の利用者や地元等から要望・苦情があった場合に適切に対応するため、各々の海の家事業者と現地営業責任者との連絡体制の整備、組合の代表者への報告手続等を整備すること。

2. 組合は内容を取りまとめ、シーズン終了後、関係機関からの要請があれば、これを報告すること。

(11) 占用許可区域外の土地の利用について

1. 海の家運営に係るパラソル・サマーベッド等のレンタル用品は、利用客が求めてから外に出すようにし、また、椅子・テーブル、看板、ロープその他工作物を海の家占有許可区域外の土地に設置することにより、一般の利用を妨げることのないよう徹底すること。

2. 歩行者や他の車両の通行の妨げとなる道路等への駐車や、荷物の積み降ろし時以外に車両を砂浜へ乗入れないこと。

(12) 原状回復の徹底について

海の家は許可を受けた占有機関を過ぎて占有することは認められないので、占有期間内に建築物、工作物、備品、釘、廃棄物、ゴミその他一切の物を全面的に撤去し、

原状回復を徹底すること。

なお、占用期間後に撤去漏れが発見された場合は、直ちに撤去を行う。

(13) 海の家 の 建築・撤去時の注意について

1. 海の家 の 建築・撤去 工事中は、海岸利用者や近隣の住民に危害を与えることのないよう、安全な車両進入路の確保、歩行者誘導、仮囲いや注意看板等の設置等の対応を適切に行うこと。
2. 海の家 の 建設・撤去 の際の工事に伴う騒音については、近隣への説明や周知を図るとともに、低騒音型の機械を使用するなど配慮すること。

(14) 関係法令の手続きについて

占用許可や営業許可等のほか、営業内容等により、消防法、神奈川県屋外広告物条例等の規制対象となる場合があるので、関係法令の内容を確認するよう徹底すること。

(15) ルールの遵守について

組合を含む関係機関より海の家におけるルール違反が確認された場合には、組合長を通じて当該海の家 の 事業者に対して是正指導を行うとともに、組合はその組合規定に基づき当該海の家 に対し処分を課す。

附 則

この「御幸の浜海水浴場における自主ルール」は、平成 25 年 6 月 6 日から適用する。

附 則

この「御幸の浜海水浴場における自主ルール」は、平成 26 年 5 月 7 日から適用する。

附 則

この「御幸の浜海水浴場における自主ルール」は、平成 26 年 6 月 4 日から適用する。

附 則

この「御幸の浜海水浴場における自主ルール」は、平成 27 年 6 月 30 日から適用する。

附 則

この「御幸の浜海水浴場における自主ルール」は、平成 28 年 6 月 30 日から適用する。

附 則

この「御幸の浜海水浴場における自主ルール」は、令和 4 年 6 月 30 日から適用する。

附 則

この「御幸の浜海水浴場における自主ルール」は、令和 5 年 5 月 31 日から適用する。